

平成 25 年(仮)第 758 号 不当契約条項使用差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被 告 株式会社早稲田自動車学園

第 1 準備書面

平成 25 年 10 月 28 日

広島地方裁判所民事第 1 部 1 E 係 御中

原告訴訟代理人弁護士 山 田 延 廣

同 原 田 武 彦

同 風 呂 橋 誠

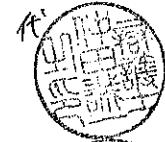
同 工 藤 勇 行

同 仲 田 誠 一

同 谷 本 素 子

同 松 岡 幸 輝

同 松 岡 正 志



第1 今後の進行について

1 被告が本訴提起後に、問題となっていた各契約時書類を改訂したことは、本訴の成果として、一定程度評価できるが、原告としては、まだ、下記のような点で、被告の改訂内容は不十分であると考える。

なお、被告において、契約書類及び規約類をさらに明確にし、消費者の利益を害さない内容に改訂する意向があれば、原告としては、その改訂内容によつて和解手続を検討する余地がある。

記

1 乙第16号証「普通車教習料金等の概要」は契約時に消費者に交付される書面、これに対し乙第15号証の2「誓約書」は消費者から被告に差し入れられる書面だと思われる。

消費者に交付される「普通車教習料金等の概要」上、「中途解約時の返金等」欄において「その他の返金は誓約書3(3)のとおり返金」と記載されているとおり、中途解約時の返戻金の説明に消費者に交付されない「誓約書」が引用されている。

そのため、消費者に交付される書面だけでは消費者が解約金を理解することができない。消費者に交付される書類に中途解約時の返金内容を明記するべきである。

2 乙第15号証の2「誓約書」3(3)において、解約時に差し引かれる金額として、「入校申込金、割引料金及び、教習実施分等」との記載があるが、「等」との記載からどの段階で解約すれば何が差し引かれるのか消費者には明らかではない。一義的な定めにするべきである。

3 乙第16号証「中途解約時の返金等」欄において、「サービスコース」を除く各コースにつき「割引の適用をなくし」との記載がある。しかし、割引の内容 자체が消費者に一義的に明確ではない。

各コースが「サービスコース」を前提とした料金設定になっていると推測を

すれば返戻金の計算がある程度できるものの、そのような記載もなく、消費者が一見して解約時の返戻金を予測することができない。消費者が理解できるよう一義的な定めにするべきである。

4 特に、「特約コース」に至っては、推測に基づいても返金額の計算ができない。

消費者が一義的に理解できるように定めをすべきである。

(1) 「割引の適用をなくし」との記載が、「サービスコース」を前提とした割引を指すのか、ウェブサイト上（平成25年10月22日時点で甲9はまだ変更されていないようである）の特約コース内における割引を指すのか、それとも双方を指すのか、書類上不明である。

(2) また、答弁書別紙4では、乙第16号証での解約返戻金の定めとは異なり、解約返戻金について、「中途解約される場合、基本教習時限数（MT34・AT31）から技能教習時限数を引いた残回数の特約コース料の全額を返金いたします。」との定めがなされている。消費者に交付される書面上、解約返戻金の定めに矛盾があると思われる。

(3) さらに、「特約コース料」の内容が一義的に理解できない。「サービスコース」との差額が特約コース料なのか、全体の料金が特約コース料なのか、解約返戻金の計算においてその特約コース料の扱いはどうなるのか、「割引の適用をなくして」との関連はどうなるのか、明確に理解できる定めが見当たらない。

5 被告においては、返金時に「割引の適用をなくして」返金額を計算するため、未消化部分が減るほど解約金の割合が下がることになり、終了間近の解約では、逆に消費者側が追加料金を支払わないといけない計算になるようである。

しかし、追加料金が発生する等の定めは見当たらない。計算上追加料金が発生するケースにおいて、消費者に追加支払を求めるのか、それとも求めないのかを明記するべきである。

第2 裁判所からの釈明について

被告の契約時書類では、中途解約時の各段階における返金額が具体的に明示されておらず、かつ消費者が容易に算定できるような説明もされていない。そのような解約条項は、契約締結にあたっての情報力及び交渉力に劣る消費者の利益を、不意打ち的、かつ一方的に害するものであり、消費者契約法10条に違反し、もって同法9条にも違反する「おそれ」（同法12条）がある。

以上